

08200

00559

本書ノ大キサハ國定規格A判5

公 告

昭和二十二年十一月十二日
金曜日

日野地方事務所 昭和二十二年十一月六日

一、監査擔當者

監査委員 全員

四名

監査補助職員

八名

二、監査の方針及結果

地方事務所は第一線に於ける総合的機關であつて縣行
政運営上頗る重要な役割を擔當していると考えられ
るので監査制度、實施の勢頭に當り之が監査を實施し
たので茲に感じた事、改善を必要と認めた事項等を一
括、若干意見も附して別記の通り報告する次第である。

尙地方事務所に關しては設置の當初れ於ける趣旨並に
終戦後國內事情の激變等に鑑み之が統合、廢止權限擴
張、其の他支廳設置等の所謂改組統合の問題があるが、

之に付ては既に本縣議會に於ても取上げ論議され縣當
局に於ても調査研究中と聞くので之の問題に付ては今
岩美地方事務所 昭和二十二年十月二十九日
小瀬地方事務所 昭和二十二年十月六日 七日
氣高地方事務所 昭和二十二年十月八日 九日
東柏地方事務所 昭和二十二年九月十七日
西柏地方事務所 昭和二十二年八月二十五日、二十六日

00560

回繕れんことをした。

監査の實施に當つて地方事務所長以下關係者各位のよ
りよき理解と協力に依り資料の提供を初めとして種々
便宜を與えられたことを感謝する次第である。

一、職員の執務態勢

終戦後の行政は國家行政と謂はず、地方行政と謂はず
激變して參り、之を擔當する公務員の立場は從來のそ
れに比し一層の苦しさを加えて來たと思うとりわけ第
一線の地方事務所の如きは一層その感が深い。この不
自由を忍び困難と闘い公務に奉仕することは一面公務
員の誇りでもある譯である。

各地方事務新職員の執務態度を大觀するに所長を中心
に種々の困難を克服しつゝ忠實にそれへの職務に從
事していると認める。然しながら詳細に之を觀察する
とき尚幾多の改むべきこと、考へべき事柄があるよう
である。今其の主なる点を指摘すれば先ず執務に對す
る熱意が不足してゐる感があることである。其の日、
其の日を無難に終れば事足れりとした様な氣風が多分

00561

00562

又一部私本廳の職員に比して榮進、昇給が遅れるとい
ふ感を抱いてゐる者もある様である。勿論之等は個々
の人の問題であつて人物、能力に依り「もを得ない」
はあらうが特に留意し人物本位に行ひ公平であるべき
であつて苟も情資的人事があつてはならない。次に事
績を擧げる上に職員の轉勤の問題があるが地方事務所
職員の異動は從來比較的激しかつた様に思われる、特
に所長、課長の幹部について一層甚しい事である、特
別止むを得ない事情のない限り相當の期間其の地位に
在任せしめ事績を治めしめるべきだと思う。次に職員
配置の問題であるが、所員の課係の配置は形式上所長
に委任されてゐるが國庫補助の關係或は定員等の事情
に依り實質上理想的に之をやり得ない臨路があるよう
である。この点縣の各部課も之が打開に協力し所長が
事務の繁閑に應じ眞に自由に之を爲し得るよう改むべ
きである。

、豫算の交付と經理

地方事務所に對する豫算の令達は他の廢と趣を異ねし
事務所に對する豫算の令達は他の廢と趣を異ねし

に見える、又責任觀念が旺盛でなく従つて直劍にしか
も不斷の努力を拂う、所謂絶えず職務の爲めに勉強す
ると云つた様な氣風が乏しい職員が尠くないことも
遺憾なことの一つである。又近年に於ける職員の異動
は激しく且つ新規採用者が多く事務に不馴の者も
所謂更道の刷新に待つ外はない、職員の採用に當つて
は秀優なる人材の吸収に努めることは論を要しないの
であるが、その採用後に於ける教養訓練も又大切であ
る。地方事務所の職員數は全体で六四一名の大世體で
ある此の教養の問題については本廳に於て考へべき事
柄であるかも知らないが、地方事務所側に於ても所長、
課長が中心となり、或は地方事務所相互に連絡し大い
に研究會、講習會等を催し或は個人の特別研究を勵奨
し一方功績、表彰、信賞、必罰の諸制度を設け其の勵
行を圖る必要があると思う、榮進、昇給等を行ふ場合
に於ても、それ等平素に於ける諸般の事情を加味して
行ひ以つて精神的に刺戟を與えることが必要である。

其の一部を地方事務所費として交付し残りの大部
分は事務に關係ある縣の部課より令達經理されてゐる
が其の關係課よりの交付が縣の主務課本位であつたり
又其の主管課に直接經費を要しない事務等に付ては第
一線機關として事實經費を要するにも拘らず、何等豫算
的措置を伴わないといつた様なことで可成苦しい様で
ある。就中旅費、通信費、用紙購入費等の不足が最も
甚しい様である。之が爲諸物品の購入先に對する仕拂
が可成長期に亘つて停滞してゐたり旅費が不渡りにな
つてゐると云つた様な事實が専くない様である、此
の様な第三者に迷惑をかけることは公共機關として嚴
に謹むべきことであるのみならず、一面此の様な赤字
側に於ては、その豫算の獲得の爲めに各關係部課へ接
洽申請を重ねざるを得ないといつた實情で能率増進に
も支障を來し遺憾なことである、之が對策としては色々
あるであろう。先ず第一に適當なる豫算主務課を定

めて常に連絡調整に當らしめるとか、或は必要經費は地方事務所長よりも時々要求せしめて豫算編成の當初から其の經費の金額限界を明確化するとか、其の他必要な措置を講じ第一線機關として其の本來の事務處理に必要限度の豫算は之を確保せしむべきである。

尙此の際現に存する赤字に付ては補填の措置を講すべきである。

一、部内綜合行政權の委任

今回的地方自治法には知事、市町村長に對しては部内諸團體の事務を綜合調整する權限が與えられてゐて必要と認めるときには、事務の報告諸帳簿書類の提出の要求を爲すことが出來、又査察を爲すの外關係ある事務については指揮するとも出來、更に處分の取消權等、相當廣範圍の權限を持たしめてある、地方事務所長は縣の出先機關とは謂いながら縣と市町村との間に在る綜合行政機關であつて部内行政の中権的存在で部内諸團體の主導性を持たしめるべきものであるから郡内諸團體に對しては知事の縣内團體に對すると同様総

一、町村指導の問題

今次の地方自治制度の改革に當り管内の町村に對する業務的指導と監査を行い、其の制度の改革に誤りなからしむるを同時に圓満なる地方自治の發展を促すことは極めて必要である。しかもこの制度の改革につれ町村長、助役等多數幹部の更迭が一時に行われた。現在特に必要と考観る。

一、二の地方事務所にありたは此の面に着目し既に之

が實施に乗り出してゐる所もあるが之等は誠に機宜を得た處置と考える。謂う迄もなく國家再建の鍵は産業經濟の興隆にあることに鑑み此の自治指導を行う際更に一步を進め産業面全体を加えたる綜合的指導を與えて眞の民力の充實發展策を講じて貰いたい。特に地方の特殊產業の指導に重点を置き關係地方民は元よりのこと海外引揚者、戰災者等の厚生發展をも圖り延いて縣勢の伸展に寄與せしむべきであろう。望むらくは、この際地方事務所は單なる事務的指導機關たるに止まらず、その抱擁せる技術陣を動員し地方自治産業經濟等の綜合的指導を行う上に於て多分に自主的活動を取り入れ其の實績を揚ぐる様一層の工夫努力を望むものである。

一、教學人事の問題

教學關係の人事は地方事務所設置以來既に數ヶ年を経過してゐるが、尙設置當初の缺点とも謂うべき形態を存してゐる。即ち教職員の人事は視學の專行に屬し地方事務所長は何等關知をざる實態にある。斯ることは

部内行政運營上から見て妥當でないと思われる。實質上地方事務所長が内申權を行使し得る様に改め、教學人事行政の公正を期し得る様工夫の要があると思う。

一、社會教育と生活改善

國民生活の刷新を圖り社會教育の強化徹底を圖ることは平和文化國家の建設上最も緊要なことである。特地國民道義の頽廢してゐる現狀を見るとき更に食生活を中心とする國民生活不安の様相を見るとき特に其の必要を痛感する次第である。社會教育の根本方針といわず國民生活の刷新方針と謂い、何れも縣に於て企劃立案實施されてゐるのであるが地方事務所に於ても地方の運動を展開して貰い度いものである。最近一、二の地方事務所で結婚改善運動の展開を現ひてゐることは現下々々の實情に應じ積極的に創意工夫を凝らして獨自の運動を展開して貰い度いものである。今縣下一ヶ萬圓を授する者もあるといふことである。今縣下一ヶ

合行政權を持たしむべきであると考観る。この事柄は知事と縣議會との協議と決議に基き其の必要限度に於て權限委譲を行えば出来得る事柄と思う。地方事務所が存在する以上この綜合行政權行使せしめて部内行政の運營につき妙味を發揮せしめることは將來地方行政を發展させる上に特に必要と考える。

之と同時に地方事務所長には郡民の信望厚き有爲なる人材を拔擢し眞に圓満なる地方行政の發展に備えることは前段綜合行政權の委譲と共に不可缺の要件と思う次第である。

年の金額を推算すると結婚費が約五千であるから一組四萬圓として二億圓の巨額に達する處である。結婚儀式の外に葬儀があり春秋のお祭りもある。其の他地方々々に何々の祝いとか、何々の催しとか、隨分の風習、習慣がある様である。改善を要するのは單に結婚の御祝いに限らず全面的に考へる必要があろう。通貨の膨張甚しき今日何等反省することなく放任するときは次第に勤健貯蓄の美風も頼れインフレの助長ともなり、闇取引の横行ともなる譯であつて生活改善即ち簡素生活の徹底こそは物心兩面の再生の根本であつて國家再建の捷徑と考える次第である。云う迄も無く結婚と相提携し地方の實情に應じた刷新策が工夫され、社會教化、生活刷新の大運動が展開されることを切望する次第である。

一、許可、認可と窓口事務の改善

事柄であつて其の實績を擧げることは極めて困難なる事であるが、地方事務所が中心となり各種團體機關等と相提携し地方の實情に應じた刷新策が工夫され、社會教化、生活刷新の大運動が展開されることを切望する次第である。

許可、認可等一般縣民と直接關係する事務の取扱に付ては特に注意が必要である。地方事務所限りで許可、認可するもの更に縣に進達するものと二様に較れるもののが數多くない様である。勿論申請書の收受、發送調査、立案關係方面との合議等の關係もあり、ときにあらうが改善の餘地はあると考える。特殊の事件はは取扱主任者の出張、或は事務の繁劇等の事由に依り遷延する場合等もあつてあなたがち怠慢のみとは限らない。別々とするも一定の方針が定つてゐる事柄等については他の職員が代つて適宜審査處理するなど一層の工夫を拂い、關係者の利便を圖るべきである。

之等の事柄について運動、陳情等をやらねば其の取扱ひが迅速に行かんといふ様なことも耳にされるが新様なことがあつては行政の民主化も前途遼遠と謂うべきである。

次に窓口事務の問題である地方事務所は町村當事者は勿論のこと縣民と直接に接渉することが數くない。

窓口事務改善の問題は許可、認可の取扱いと共に勤務上、親切を最も要する問題である。最近相當改善されて來たが尙十分とは思われない。直接外部の人に対する場合は懸切町寧抗應接し可能なる限度に於て速かに、眞の要望にてたゞ行政の民主明朗化を圖る様切望して止まない。

一、縣稅の賦課徵收事務

稅の賦課は多數納稅者間の負擔の公正を期する面から見て頗る重要な事務である。特に今日の如く急激に増稅が行われてゐる時代に於ては一層其の感を深くる。又本半後に行なれた地方稅の委託も未曾有のものであつて縣に於ける事務の分量は一時に夥しく増大した譯である。而も營業稅の如き複雜多岐に亘る稅種もあるが、遺憾ながら地方事務所に依つては尙不振の感がある。又營業の種類に依り或は縣下を地域的に見るとき負擔の均衡問題等を云々する業者の聲も身にしきつて之が處理は蓋し容易ではないであろう。今其の概況を通覽するに別段混亂することなく適確に處理され得るが、遺憾ながら地方事務所に依つては尙不振の感がある。

次に賦課された稅金に滯納の兆が見える事であるが、これは縣の財政に直接影響する問題であつて真に憂うべき事柄である。今から對策を樹て善處する事が緊要と認める。納稅者も一旦賦課された以上當局を信頼し徒然に滞納することなく進んで納稅に協力すべきである。

二、物品の出納保管

金錢の出納事務に比し物品の出納保管事務は若干等閑に付されて居る感がある。蓋し物品の出納保管の事務は元來煩鎖である。最近の如く物價昂騰し加うるに物資供給に伴う入手困難の時代に於ては從來豫想もしなかつた種々の現象を呈しつゝある秋、之が正確を期す

00566

ることは一層必要と思われる。特に公共物の重要性を確認し之れが出納事務と現物の保管管理に遺憾なきを期せられ度い。

一、通信網強化の件

地方事務所に警察電話を架設し本廳並に警察署方面との連絡を便にし事務能率の増進に備えることは極めて必要なことと考える。

最近の通信状況を見るに郵便にありては検閲等の關係もあつて相當の日數を要する場合多く又一般公衆電話にあつても常に輻輳し遠距離地方にありては緊急の用を辨ぜざるを例とするが如き實情にして事務の處理並に連絡上支障がらざる現状である。曾つて戰時中には架設してあつた地方法もあつた様であるが、最近警察制度も民主化されんとし一般民衆との接觸も一層繁劇を豫想するに秋々從來の法的制限等に拘泥することなる措置と考える次第である。

昭和二十二年十二月十二日印刷
明和二十二年十二月十二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)

島取縣島取市東町
行 務 所
島取縣島取市東町
印 刷 所

一、豫算外の金錢及物品の出納問題
縣費に關する一般の出納は正確に經理され別段不都合のないのは誠に結構な事であるが縣の豫算外に屬する事務處理においては物品の配給に關聯して第三者の誤解を招いてゐる事がある様である。之は實際の取扱上已むを得ない場合もあるであらうが一面其の組織上に於て不正を防止し得る様格別の考慮が拂われたい。即ち各種重要諸物資の受配給に伴い生ずる物及代金の收支の如きは、その物の代金の外に運賃、保管料等種々の料金等も加算される關係もあり相當複雜して來るのでそれ等の收支に付ては一係員に委すことなく所長・主管課長は常にその實態を把握し特に嚴正を期し縣民の疑惑を招くが如きことなき様常にその收支を明に爲し置くべきである。

02520